

法制委員会事務局処理済案件 No.152/2556 の答申に基づく
トートー10 の申請を必要としない投資取引活動のための実施規範（仮訳）

1. 会議・セミナー参加活動

1.1 外国人が「会議・セミナー主催者の従業員または請負人」の立場で会議・セミナーを実現するための活動を行うために入国する場合、外国人による当該の活動は 2008 年外国人労働法に基づく以下の許可証申請を必要とする就労である。

－期間が 15 日間以内の場合、ビザの区分を問わず申請書トートー10 を提出する。

－期間が 15 日間を超える場合、外国人は Non-Immigrant B ビザを取得し、就労許可証申請書トートー1 を提出する。

1.2 外国人が単に会議・セミナー「参加者」の立場で当該事業の実現に関与することなく入国する場合、2008 年外国人労働法に基づく就労に該当する活動を行う外国人とはならない。

2. 展覧会・展示会視察活動

外国人が単に展覧会・展示会の「見学者」の立場で前述の催事実現に関与することなく入国する場合、2008 年外国人労働法に基づく就労に該当する活動を行う外国人とはならない。

3. 企業視察・商談活動

3.1 外国人が「企業視察・商談をセッティングする者の従業員または請負人」の立場で事業を創出するための活動を行うために入国する場合、外国人による当該の活動は 2008 年外国人労働法に基づく以下の許可証申請を必要とする就労である。

－期間が 15 日間以内の場合、ビザの区分を問わず申請書トートー10 を提出する。

－期間が 15 日間を超える場合、外国人は Non-Immigrant B ビザを取得し、就労許可証申請書トートー1 を提出する。

3.2 外国人が単に企業の「視察・商談担当者」の立場で前述の業務創出に関与することなく入国する場合、2008 年外国人労働法に基づく就労に該当する活動を行う外国人とはならない。

4. 特別・学術講演の聴講活動

外国人が単に特別・学術講演の「聴講者」の立場で前述の講演の実現に関与することなく入国する場合、2008 年外国人労働法に基づく就労に該当する活動を行う外国人とはならない。

5. 技術研修・セミナーにおける講義の聴講活動

外国人が単に技術研修・セミナーにおける講義の「聴講者」の立場で前述の講義の実現に涵養することなく入国する場合、2008 年外国人労働法に基づく就労に該当する活動を行う外国人とはならない。

／6. 活動・・・

6. 展示会における商品購買活動

6.1 外国人が単に展示会における「商品購買者」の立場で前述の催事実現に関与することなく入国する場合、2008年外国人就労法に基づく就労に該当する活動を行う外国人とはならない。

6.2 外国人が「展示会設営者の従業員または請負人」の立場で業務を創出するための活動を行うために入国する場合、外国人による当該の活動は2008年外国人就労法に基づく以下の許可証申請を必要とする就労に該当する。

－期間が15日間以内の場合、ビザの区分を問わず申請書トートー10を提出する。

－期間が15日間を超える場合、外国人はNon-Immigrant Bビザを取得し、就労許可証申請書トートー1を提出する。

以上、行政機関／国営企業と共同で、或いは通知の上で30日間以内の会議・セミナー・展示会を開催する場合、1985年勅令（第2版）に基づく免除を受けるものとする。

出典：職業斡旋局 外国人労働者管理室

本資料は、2014年7月8日にสำนักงานบริหารแรงงานต่างด้าว(Office Of Foreign Workers

Administration)のウェブサイト (<http://wp.doe.go.th/>) の「ข้อมูลเผยแพร่」に掲載された「แนว

ปฏิบัติสำหรับกิจกรรมการค้าการลงทุนที่ไม่จำเป็นต้องแจ้งจด ตท.10」をジェットロが仮訳したものです。

原文は以下のURLに掲載されています。

<http://wp.doe.go.th/wp/images/pr/pr080757.pdf>

本資料は、標記資料をジェットロで仮訳したものです。本文はあくまで仮訳であり、本仮訳を参照した結果生じた、いかなる損害に関しても責任は負いかねますので、正確を期すためには、原本、もしくは関連法規を直接参照するようにしてください。